

租税特別措置等に係る政策評価（その3）

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月25日変更）に基づき、令和4年度税制改正要望にあたって、1件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価

ページ

(観光庁)

- | | | |
|-------------------------------|---|---|
| 1 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 | ※ | 1 |
|-------------------------------|---|---|

(注) 他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税 29) (法人住民税: 義) (自動連動) (地方税 39)
		②: 上記以外の税目	(事業所税: 外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】	【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 対象地域：沖縄県全域</p> <p>2. 税制優遇措置</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む） ④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む） ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する（自動連動）。 <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 <p>《要望の内容》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合（次期通常国会に法律案提出予定）に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限</p>	

	<p>(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>○対象施設について、以下のとおり廃止及び追加を行う。</p> <p>(廃止) 庭球場、野営場、野外アスレチック、マリナー、ダイビング施設、美術館、博物館</p> <p>(変更) 遊園地 → テーマパーク 海洋療法施設 → スパ施設</p> <p>(追加) シェアオフィス、結婚式場</p> <p>○宿泊施設に附属するシェアオフィスで、利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同じの条件で同施設を利用させるものである旨が同施設の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの(※対象施設とならない施設)の対象外とする施設に追加</p> <p>○一の設定に含まれる対象資産として、ソフトウェア(複製して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除く。)を追加</p> <p>○一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設(※対象施設とならない施設)から以下の施設を除外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間パスポート等(利用料金を除き一般の利用客と同じの条件で当該施設を利用させるもの)の購入者が存する施設 <p>○特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業について、沖縄県知事の認定を受けた事業に限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定の要件は、主務大臣の同意を受けることを前提に沖縄県知事が観光地形成促進計画の中で定める。 <p>(想定する主な認定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔必須〕沖縄観光の振興に資する事業 〔選択〕主に沖縄の地元物産を販売・活用する事業 <ul style="list-style-type: none"> 従業員給与水準を向上させる事業 付加価値額を向上させる事業 現金給与額を引き上げ、かつ常用労働者の雇用を増やす事業 労働生産性を向上させる事業 ・認定を受けた事業者は事業結果等を毎年度沖縄県知事に報告することとし、認定基準の達成状況を確認する。 <p>※認定制度の詳細については、沖縄振興特別措置法の改正案と一体的に検討する。</p>
--	--

		<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法第8条</p> <p>租税特別措置法第42条の9、第68条の13</p> <p>租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43</p> <p>租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26</p> <p>地方税法附則 第33条第1項</p>
5	担当部局	国土交通省観光庁観光地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：令和3年8月</p> <p>分析対象期間：平成28年度～令和5年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設</p> <p>平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)</p> <p>令和元年度 2年間延長</p> <p>令和3年度 1年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度まで)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>○沖縄の振興について(令和3年8月23日付3沖審第7号 内閣総理大臣←沖縄振興審議会会長)(抜粋)</p> <p>(中略)外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還</p>

時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。(中略)

政府におかれては、令和4年度以降の沖縄の振興に向けて、現行の沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限後の法制の実現を図るとともに、同法制の下で以上の諸点を勘案して特別の措置を講じていくよう、本審議会として強く要請するものである。

○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月内閣府)

内閣府では、新たな沖縄振興策について、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府案として取りまとめた。

今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進める。

うち法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進める。

(中略)

5 産業の振興

(中略)

(2) 観光の振興

観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。

しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。

このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。

また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度(税制)を見直す(注2)とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す(注3)などの措置を講ずる。

(注2) 対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等

(注3) オンラインも対象

(参考)

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

第三章 産業の振興のための特別措置

(観光地形成促進計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資

	<p>する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 （略） （課税の特例）</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 （略） （資金の確保等）</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>（1）観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進す</p>
--	--

		<p>る。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 20 観光立国を推進する</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する。</p> <p>〔測定指標〕</p> <p>①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6% (令和5年度) (算定式)</p> <p>各年度における事業認定の申請総数(各年度における適用見込み数と同数と仮定)÷関係する観光関連施設数(沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設(宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く)として沖縄県が把握している全168施設)＋各年度における事業認定の申請総数(新設に限る)</p> <p>※測定指標は、6件/168施設＋6件＝3.4%(令和4～5年度の投資が全て新設の場合)、6件/168施設＝3.6%(令和4～5年度の投資が全て増設の場合)</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況</p> <p>※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため(本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する)、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢本税制措置の適用を受けた施設(県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均55% ➢本税制措置の適用を受けた事業所(現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% ➢本税制措置の適用を受けた事業所(付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%(1年度目0.33%) ➢本税制措置の適用を受けた事業所(労働生産性を向上させ

		<p>る事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る) の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2 年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化等（県産品の売上率の向上、事業所の 付加価値額の増加、労働生産性の向上等）を図る特定民間観光関 連施設の新増設投資を促進することにより、①質の高い施設が増 加することで国内外からの観光客の誘客につながる、②県産品の 販売・活用の促進により観光資源の持続的利用が図られる、③事 業所の付加価値額の増加等により観光の高付加価値化等に寄与す ることによって観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型 経済の発展に寄与する。</p>																											
10	有効性 等	<p>①: 適用数</p> <p>○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） 単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>R3</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R4</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R5</td><td>3</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>・法人税（H28年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基 づく。R2年度以降は推計値。 （推計方法） R2～R3年度：県の聞き取り調査に基づく R4～R6年度：H28年度からR1年度までの最大値を採用 ・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数 と同値とした）</p>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	1	1	H30	2	2	R1	3	3	R2	1	1	R3	3	3	R4	3	3	R5	3	3
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											
H29	1	1																											
H30	2	2																											
R1	3	3																											
R2	1	1																											
R3	3	3																											
R4	3	3																											
R5	3	3																											
		<p>②: 適用額</p> <p>○過去の適用額及び将来の適用額（推計値） 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11,644</td><td>815</td></tr> <tr><td>R3</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr><td>R4</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr><td>R5</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> </tbody> </table> <p>・法人税（H28年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査</p>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											
H29	2,218	286																											
H30	14,557	1,878																											
R1	53,088	6,849																											
R2	11,644	815																											
R3	34,932	2,445																											
R4	34,932	2,445																											
R5	34,932	2,445																											

		<p>の結果に関する報告書（第 204 回国会提出）」（財務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。</p> <p>（推計方法） H29～R1 の 1 件当たりの平均適用額（11,644 千円）×各年度の適用件数（推計値）</p> <p>・法人住民税（H28 年度～R1 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。</p> <p>（推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額 × 法人住民税の税率（県民税 1% + 市町村民税 6% = 7%））。</p>																											
	<p>③ 減収額</p>	<p>○過去の減収額及び将来の減収額（推計値）</p> <p style="text-align: center;">単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="596 748 1066 1133"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2,218</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>14,557</td> <td>1,878</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>53,088</td> <td>6,849</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>11,644</td> <td>815</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>34,932</td> <td>2,445</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>34,932</td> <td>2,445</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>34,932</td> <td>2,445</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人税（H28 年度～R1 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 204 回国会提出）」（財務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。</p> <p>（推計方法） H29～R1 の 1 件当たりの平均適用額（11,644 千円）×各年度の適用件数（推計値）</p> <p>・法人住民税（H28 年度～R1 年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2 年度以降は推計値。</p> <p>（推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額 × 法人住民税の税率（県民税 1% + 市町村民税 6% = 7%））。</p>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											
H29	2,218	286																											
H30	14,557	1,878																											
R1	53,088	6,849																											
R2	11,644	815																											
R3	34,932	2,445																											
R4	34,932	2,445																											
R5	34,932	2,445																											

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○政策目的の達成状況

下記記載のとおり、沖縄県への入域観光客数や観光収入等、沖縄観光の量的側面については、新型コロナウイルス感染症による影響を除けば増加傾向にあるが、一人当たり県内消費額など沖縄観光の質的側面については横ばいが続いており、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。

○達成目標の達成見込み

- ・関係する観光関連施設運営事業者からの事業認定申請率

令和4年度：1.8%

令和5年度：3.4%～3.6%

〔算定式〕各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同数と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）+各年度における事業認定の申請総数（新設に限る）

- ・事業認定要件で定める基準値の達成状況

各認定要件の基準値が毎年達成される見込み

※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、達成見込みのある事業を認定することから、基準値が毎年達成される見込みである。

○所期の達成目標（令和3年度税制改正要望時）

令和3年度までに

- ・入域観光客数 1,200万人
- ・観光収入 1.1兆円
- ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日
- ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円

○所期の達成目標の達成状況

項目	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
入域観光客数(万人)	877	958	1,000	947	258
観光収入(億円)	6,603	6,979	7,341	7,047	未公表
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.78	3.75	3.73	3.7	未公表
観光客一人当たりの県内消費額(円)	75,297	72,853	73,374	74,425	未公表

出典：沖縄県資料

※令和元年度及び令和2年度の入域観光客数及び観光収入の減少は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響であると考えられる。

		<p>○達成目標を変更する理由</p> <p>令和元年度後半から令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を受けたが、平成30年度までの入域観光客数及び観光収入については順調な伸びを見せ、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加した（令和元年実績（暦年）でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人）。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数及び消費額や県内総生産に占める観光産業の割合などは伸び悩んでおり、入域観光客数等の量的面での増加だけでなく、沖縄観光の高付加価値化等、質の面での充実が沖縄観光の課題と考えられている。</p> <p>このため、本税制については、特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業を県知事による認定を受けた事業に限定することとし、認定要件として沖縄観光の高付加価値化等を図るための要件を定めることとしている。これを踏まえ、達成目標についても変更したものである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進する直接的な効果がある。</p> <p>仮に本税制措置がなければ、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設のインセンティブが失われ、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導が行われず、課題解決が遅れ、沖縄経済をけん引する観光産業の一層の振興に支障を来し、ひいては沖縄経済の自立的発展に支障が生じる恐れがある。</p> <p>○適用実績が僅少な理由</p> <p>沖縄県のみ適用される特別措置であり対象事業者数が少ないこと、新增設投資を行う施設数はさらに少数であること、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>なお、沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となりえる可能性のある類似の施設（税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している施設数は168であり、適用件数が10件以下と少数であるとしても、全体規模からすれば一定の税制措置の効果はあるものと考えている。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄の</p>

			<p>リーディング産業と言われるまでに成長している。</p> <p>本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税収減を是認するものとする。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制措置は、民間事業者の創意工夫により、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設を促進するものであり、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で広く施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。</p> <p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月